

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 平成2年4月から5年3月まで

国民年金保険料の納付については、私本人が直接A町役場の国民年金係窓口へ、毎月若しくは数か月分をまとめて持参し納付していた。申立期間である4年間も納め忘れたことは無いと思うので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A町役場が保管する国民年金被保険者名簿の昭和49年度の欄に、4月に前納したことを示す記号が表示されていることが確認できる。

2 一方、申立期間②については、申立人が、当該期間について国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から当時の状況を聴取することができず、具体的な国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、当該期間前後の平成2年1月から同年3月までの期間及び5年4月から6年3月までの期間については過年度納付していることが確認できるが、当時A町役場の窓口では過年度保険料の領収及び預かり等の対応はしていなかったとしており、国民年金保険料を役場窓口で納付していたとする申立人の主張と相違している。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案345

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から48年3月まで
国民年金については、「お父さんがあなたのことを思い、20歳から10年分の保険料を一括して納付してくれている。」という話を母から聞いている。
納付したことを証明する証拠は無いが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険事務所の被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月にA市において払い出されたことが確認でき、当該時点においては、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を一括納付した時期について、申立人が結婚した昭和52年12月よりも前であったと供述しているものの、特例納付により申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案346

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年4月まで

私は、有限会社Aを知人と共同で設立し、昭和57年3月に勤務していた事業所を退職した。その後、同年5月に結婚し、妻を同伴してインドネシアに同年11月まで滞在した。

申立期間については、会社の女性事務員が私の国民年金加入手続を行うとともに、国民年金保険料についても納付してくれていた。申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が共同経営していた有限会社Aに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする会社の女性事務員も既に退職し連絡先が分からないことから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年10月21日にB市において払い出されていることが確認でき、申立期間当時、住民登録をしていたC市及びB市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人と有限会社Aを共同経営していたD氏に当時の状況を聴取しても、会社（女性事務員）が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案347

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から57年4月まで
20歳になってから結婚するまでの期間において、私の国民年金加入手続や保険料納付は、すべて母が行ってくれていた。母は几帳面な性格で、自身の国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、一緒に私の保険料も納付してくれていた。昭和53年11月に結婚した後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を、毎週店に来ていたA銀行B支店の担当者に対して納付書により納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人又は申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間のうち、昭和51年2月から結婚した53年11月までの期間については、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親の記憶も不鮮明である。

さらに、申立期間のうち、結婚後の昭和53年11月から57年4月までの期間については、結婚後に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、店に出入りしていた金融機関の担当者に納付書により納付していたと主張しているが、B市への照会結果によると、納付書方式による保険料納付は、56年度に採用したとしており、申立人の妻の主張内容とは矛盾する。

このほか、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から57年4月まで

私は、A事業所を退職後、結婚のためB市からC市に転出し、昭和53年11月ころに国民年金加入手続を済ませた。その後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を、毎週店に来ていたD銀行C支店の担当者に納付書により納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を、店に出入りしていた金融機関の担当者に納付書により納付していたと主張しているが、C市への照会結果によると、納付書方式による保険料納付は、昭和56年度に採用したとしており、申立人の主張内容とは矛盾する。

さらに、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は曖昧であり、ほかに申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案349

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年6月まで

二十歳になってすぐには国民年金に加入しなかったが、昭和46年1月の結婚後しばらくして、妻がA町役場（現B市）窓口において私の国民年金加入手続を行った。その時に役場の担当者から、2年間さかのぼって納付できることを教えられ、後日、役場窓口において申立期間に係る保険料を現金でまとめて納付した。

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）は、昭和48年10月以降に行われたものと推定され、それ以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無く、当該時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、昭和48年11月8日付けで、納付が可能だった申立期間直後の46年7月から48年3月までの国民年金保険料が一括して過年度納付されていることが確認できるものの、当該時点以降、特例納付により申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案350

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和38年春ころ、母親が国民年金への加入手続をし、引き続き保険料も支払ってくれていた。加入の際、集金人から過去の未納分を納めることができること聞いたので800円くらい支払ったと記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡しているため、当時の国民年金保険料の納付状況等は不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和40年4月以降と推測されるが、その時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金への加入の際に過去の未納保険料を800円ほど支払ったと主張しているが、昭和40年12月2日付けで、申立期間直後の同年4月から同年12月までの保険料900円を納付した記録があることから、加入時期を誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年9月まで
昭和54年ころ、A市役所の広報で国民年金保険料の未納分をさかのぼって納めることができることを知り、同市役所窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間についての保険料を納付した。
領収書等は保管していないが、確かに納付したので、調査の上、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿及びA市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金への加入）は昭和54年1月以降に行われており、54年8月付けで申立期間直前の36年4月から43年3月までの国民年金保険料33万6,000円が特例納付されたことが確認できるとともに、申立人の所持する当時の家計簿においても、54年8月25日付けで同額の国民年金保険料を支払った旨の記載が見られる。

しかしながら、同家計簿に申立期間に係る保険料（同様に特例納付した場合、計31万2,000円）を支払ったことをうかがわせる記載は見当たらず、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が特例納付を行った昭和54年8月から60歳到達までの期間の国民年金保険料をすべて納付し年金を受給することを前提とすれば、受給資格期間が75か月不足するが、当該期間は、54年8月に特例納付した期間の84か月とほぼ一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から25年4月27日まで

私は、申立期間について、A事業所B工場で勤務した。平成19年6月、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会した結果、厚生年金保険加入期間は確認できたが、当該期間について脱退手当金が支給済みとされていることを知った。私は、脱退手当金を受給していないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格があつて、オンライン記録が確認できる27名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、14名に脱退手当金の支給記録があり、このうち13名が資格喪失日の8か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内に支給決定されている上、申立人の被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月20日から33年4月1日まで

中学を卒業してすぐ、有限会社Aへ住み込みで就職した。昭和31年3月20日から勤務を開始しており、当初の給料は4,500円で、手取額は1,500円くらいだったので、その差額に厚生年金保険料が含まれていたと思う。就職した当初から厚生年金保険に加入していたはずで、申立事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和33年4月1日とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び申立事業所の元社長の妻の供述から、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立事業所は、平成14年4月に全喪しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができない上、雇用保険被保険者記録においても、申立人の申立事業所における資格取得年月日は昭和33年4月1日となっていることが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、欠番は無い上、申立人の資格取得日が訂正された形跡も見られず、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。